

附 属 明 細 書

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細は、財務諸表に対する注記3.「基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載のとおりである。

2. 引当金の明細

引当金の明細は、財務諸表に対する注記10.「その他」(1)「引当金の明細」に記載のとおりである。